令和3年第1回広川町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和3年3月8日
- 2. 招集場所 広川町議会議事堂
- 3. 開 会 令和3年3月22日(午前9時30分)
- 4. 応招議員

議長	野	村	泰	也	7番	丸	Щ	修	_
1番	Щ	下		茂	8番	光	益	良	洋
2番	丸	Щ	幸	弘	9番	池	尻	浩	-
3番	竹	下	英	治	10番	原	野	利	男
4番	栗	原	福	裕	11番	梅	本		哲
5番	江	藤	美代	计子	12番	野	田	成	幸
6番	水	落	龍	彦					

- 5. 不応招議員 なし
- 6. 出席議員 応招議員に同じ
- 7. 欠席議員 不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長 渡邉 元喜 住 民 課 裕子 長 谷口 長 潤一郎 税務 洋 太 副 町 飯田 課 長 野 中 教 育 長 吉住 政 子 福祉 課 長 郷田 貴 啓 会計管理者兼 丸山 英明 建設課長 桶 信吾 総務課長兼会計室長 総務課参事兼 産業振興課長兼 健 井上 五 鹿田 新 庁舎建設推進室長 農業委員会事務局長 政策調整課長 信夫 協働推進課長 達 批 丸山 藤島 教育委員会事務局教育次長 孝 環境衛生課長 小 松 朋 雄 中鳥

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長 藤島 弘義 書 記 原野 昌文書 記 丸山 洋介

10. 議事日程

日程第1 議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算について

日程第2 議案第16号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第17号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第18号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

日程第5 議案第19号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について

日程第6 議案第20号 令和3年度広川町水道事業会計予算について

日程第7 議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算について

日程第8 議案第22号 小椎尾梯線道路災害復旧工事請負契約の締結について

日程第9 議案第23号 令和2年度広川町一般会計補正予算(第9号)について

日程第10 発委第1号 広川町議会会議規則の一部改正について

日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事 務調査について

午前9時30分 開議

〇議長 (野村泰也)

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第4号のとおりであります。 ここで町長より3月8日の一般質問に対する回答について訂正の申出があっております。 町長の発言を認めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

去る3月8日の竹下議員の国道3号バイパスに関する一般質問に対する私の回答の中で、 上広川小学校のプール、あるいは屋外運動場を通る案では環境が悪化するので、移転を要望 いたしました。その時期を昨年1月末か、その前の12月初めと申し上げておりましたが、私 の記憶違いで、正式には昨年5月に要望しております。おわびを申し上げ、訂正をいたしま す。

日程第1 議案第15号

〇議長 (野村泰也)

日程第1. 議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算についてを議題といたします。 本案について一般会計予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。一般会計予算審査特別委員会委員長、栗原福裕君。

〇一般会計予算審査特別委員会委員長 (栗原福裕)

改めておはようございます。では、報告を行います。

一般会計予算審査特別委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算については、去る3月11日の本会議において 一般会計予算審査特別委員会に付託されましたので、特別委員会に常任委員会所管ごとの分 科会を設置し、3月12日から18日までの5日間、関係職員の説明を求めて慎重に審査が行わ れました。

3月19日に特別委員会を開催し、分科会の審査結果の報告を求め、慎重に審査し、採決の 結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされましたので、報告します。

- 1、総合計画をはじめ各種計画のPDCAサイクルを確実に実行されたい。
- 2、財政状況が懸念される中、税等の徴収に努め、今後計画、実施される各種事業については国・県補助事業等を積極的に活用されたい。
 - 3、教育環境等全部門が子育て支援のさらなる充実を一体的に推進されたい。
- 4、全世代にわたり、健康づくり及び疾病の早期発見・早期治療を推進し、健康寿命の延伸に努められたい。
- 5、コロナ禍の経験を生かし、住民の感染予防意識の向上とともに、行政運営の改善に努められたい。
 - 6、自然災害に備え、引き続き町民の防災意識の向上に努められたい。
 - 7、統廃合を含め、公共施設の個別計画に基づいた適正管理に努められたい。
- 8、庁舎建設については、第 I 期工事計画に沿った実施、完了のため、工事の適正な進捗 管理に努められたい。
- 9、必要人員の確保、人材育成に努め、効率的な行政運営、行政サービスの充実を図られたい。

以上、御報告申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

〇5番(江藤美代子)

おはようございます。議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算について反対討論をいたします。

令和3年度は1年以上続くコロナ禍の中のスタートです。そしてまた、このコロナ禍は収 束のめどもありません。このような中で、住民はかつてない困窮、生活不安に見舞われてい ます。住民の暮らしと命、健康を守る政策がいつにも増して求められています。

私はさきの一般質問でも命を守る、生活を守るためのPCR検査、子育て世帯を応援する 給食費の無償化補助、奨学金の給付などを求めました。町は今以上に命を守る、生活を守る 施策を講じるべきだと考えます。

もう一点です。

町は人権問題について、全て人権・同和という用語を使用しています。同和地区という用語も使われています。今では人権問題は国民に広く認識されており、今日、人権についてはジェンダー平等という用語さえ使われる時代です。同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は平成14年3月をもって終了しました。その後の同和問題への対応は一般対策の中で必要とされる施策を適宜、適切に実施していくことという総務大臣の談話も平成14年3月29日に発せられています。

また、平成28年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律というのがあります。これは西庁舎のロビーにパンフを置かれて町も周知に努めていますが、この法律は理念法ですが、求められている施策は3つです。相談体制の充実、教育及び啓発、3点目、部落差別の実態に係る調査です。この法律には附帯決議があります。附帯決議の中に、このことについては格段の配慮をすべきであるという項目が挙げられています。「部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。」とあります。しかし、町は依然として同和対策費として補助金事業を行っています。差別意識が残っているからと言いますが、補助金事業によって差別意識の解消にどのように役立っているのか、毎年毎年同じ補助金を出すことによって差別意識が年々少なくなってきているのか、どのような効果を上げてきたのか、逆に、補助金を出すことが差別意識を残すことになっていないか、問題解決の効果がないのなら、この事業はやめるべきであると考えます。

町に教育集会所設置条例というのがございます。この条例は、設置の目的として、地域住民の福祉の増進と社会的、文化的向上を図るとしています。そして、そのために地域住民の教育文化活動の促進や講座、講演会などを開催するとしています。条例の制定当時、昭和57年ですが、その当時は確かに効果があったのだろうと考えます。しかし、今日、2021年となっては、この条例が果たす役割はなくなっていると思われます。

文化活動補助金事業収支決算書の中に解放文化祭というのがございました。私は解放文化祭について近隣住民の方はどのように参加してあるのかなと思いまして、お話を聞いてまいりました。しかし、地域住民のお話では、このような事業に参加したことはない、とても参加できる状況ではないという話も聞きました。このような以前からの条例に基づく予算が許されていいものでしょうか。

同和問題というのは、偏見をなくし、人権を守り、自立する個人の成長を守るために行われてきました。いつまでもいつまでも補助金頼りでは自立の道はますます遠くなってしまうのではないでしょうか。よって、令和3年度一般会計予算に反対いたします。

〇議長 (野村泰也)

ほかに。7番丸山修二君。

〇7番(丸山修二)

私は令和3年度一般会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回提案されました一般会計予算案につきましては、一般会計予算審査特別委員会に付託され、3月12日よりそれぞれの分科会において慎重な審議をしました予算であり、分科会においては各課から前年度決算の意見書に対する対応、改善状況の報告、予算説明等を受け、質問や意見を述べながら審査を重ねてまいりました。分科会で出された意見等については、執行部としても十分認識されておられると思います。予算編成に当たっては、昨年度の附帯決議等に基づき、十分に考慮されている予算だと思っております。

また、人権・同和関係につきましては、現在も全国で差別発言やインターネットによる差別的な書き込み等の差別事象が発生しております。平成28年度に制定されました部落差別の解消の推進に関する法律では、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」とされております。地方公共団体はこの法律に基づきまして、部落差別の解消のため、地域の実情に応じた施策を講ずることが求められております。本町の一般会計予算案は法の趣旨を踏まえた施策が示されていると理解をしているところでございます。

以上のことから、私は賛成の討論とするものであります。よろしくお願いします。

〇議長 (野村泰也)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

これをもって討論を終結いたします。

討論がありますので、この採決は起立によって行います。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

〇議長 (野村泰也)

起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。一般会計予算審査特別委員長から報告がありました議案第15号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、附帯決議は一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第2 議案第16号

〇議長 (野村泰也)

日程第2. 議案第16号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とい

たします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

〇厚生文教常任委員会委員長(丸山修二)

厚生文教常任委員会に付託されました議案第16号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、 慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 なお、決定するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告をします。

1、医療費の縮減のため、あらゆる視点から加入者の意識向上を推進されたい。 以上、御報告申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。 5番江藤美代子君。

〇5番(江藤美代子)

コロナ禍の中で、健康保険を町の国保にしか頼れない人にとって国保税を引き上げることは決して許されないことだと考えます。国保の加入者には自営業者の方もございます。退職高齢者や非正規雇用やパート採用の人たちなど、国保に頼るしかない人も多いです。今、国保を引き上げることは、このような人たちにとって、さらにどのような苦しみを与えるのだろうかと考えます。町行政としては、きつい状況にある住民の立場に立って考えるべきではないでしょうか。よって、議案第16号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計予算についてに反対いたします。

〇議長 (野村泰也)

ほかにありませんか。3番竹下英治君。

〇3番(竹下英治)

賛成の討論をさせていただきたいと思います。

確かにそういう方々を考えれば、国保の金額を上げるのはよくないということは言えると思います。ただ、この前もちょっと申し上げたと思いますが、やっぱり僕は国民皆保険、これが非常に重要だと思っています。これは米国等の状況を見ていると分かるのではないと思います。かつ、これを継続するために管理が県に移行されたわけでありますけれども、この前も申し上げましたが、ほかの自治体との整合等を図る上においては、どうしてもやらなければならない改善を今やっていただいています。その中で腐心をして、なるべく住民の負担を下げるという案が今回出された結果だろうと思っています。具体的に、本当にそういうふうな国民健康保険料を払わない方がいらっしゃったら、町のほうでも相応の対応はしていただくということを前提に、今回の改善等はやっぱり必要だと思いますので、令和3年度の国民健康保険のありようの案については賛成をさせていただきたいと思います。

〇議長 (野村泰也)

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論がありますので、この採決は起立によって行います。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (野村泰也)

起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第16号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、 町長へ送付することに決定いたしました。

日程第3 議案第17号

〇議長 (野村泰也)

日程第3. 議案第17号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

〇厚生文教常任委員会委員長(丸山修二)

厚生文教常任委員会に付託されました議案第17号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、 慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 以上、御報告を申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第17号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号

〇議長 (野村泰也)

日程第4. 議案第18号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。総務産業常任委員長、光益良洋君。

〇総務産業常任委員会委員長(光益良洋)

おはようございます。総務産業常任委員会に付託されました議案第18号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についての審査結果について御報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において付託されましたので、3月17日、関係職員の説明を求め、 慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。 以上、御報告申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第18号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号

〇議長 (野村泰也)

日程第5. 議案第19号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。総務産業常任委員長、光益良洋君。

〇総務産業常任委員会委員長 (光益良洋)

総務産業常任委員会に付託されました議案第19号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、 慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。 以上、御報告申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第19号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号

〇議長 (野村泰也)

日程第6. 議案第20号 令和3年度広川町水道事業会計予算についてを議題といたします。 本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

〇厚生文教常任委員会委員長(丸山修二)

厚生文教常任委員会に付託されました議案第20号 令和3年度広川町水道事業会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において付託されましたので、3月12日、関係職員の説明を求め、 慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、決定するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告をします。

- 1、使用料金の滞納徴収に一層努力されたい。
- 2、水道事業の健全経営の持続に向け、計画的な事業推進を図られたい。

以上、御報告申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第20号 令和3年度広川町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第20号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、 町長へ送付することに決定いたしました。

日程第7 議案第21号

〇議長 (野村泰也)

日程第7. 議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

〇厚生文教常任委員会委員長(丸山修二)

厚生文教常任委員会に付託されました議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算 について、審査の結果について御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において付託されましたので、3月12日、関係職員の説明を求め、 慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、決定するに当たり、次の附帯決議がなされましたので、報告をします。

- 1、受益者負担金及び使用料の滞納発生の予防に努められたい。
- 2、生活環境と河川環境の向上のため、供用区域内未加入者の加入促進に努められたい。 以上、御報告申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第21号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、 町長へ送付することに決定いたしました。

日程第8 議案第22号

〇議長 (野村泰也)

日程第8. 議案第22号 小椎尾梯線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

皆さん、改めましておはようございます。議案第22号 小椎尾梯線道路災害復旧工事請負 契約の締結についてのお願いでございます。

議案第22号

小椎尾梯線道路災害復旧工事請負契約の締結について

小椎尾梯線道路災害復旧工事について、次のように契約を締結するものとする。 令和3年3月11日提出

広川町長 渡邉 元喜

- 1 事業名 小椎尾梯線道路災害復旧工事
- 2 契約額 2億636万円
- 3 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字水原1433番地1株式会社 猪口建設代表取締役 猪口 進二

提案理由

小椎尾梯線道路災害復旧工事のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年広川町条例第19号)第2条の規定に基づき町議会の議決を求める。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第22号 小椎尾梯線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号

〇議長 (野村泰也)

日程第9. 議案第23号 令和2年度広川町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

議案第23号 令和2年度広川町一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。 今回の補正予算につきましては、急遽、地方債の予算措置と繰越しの対応が必要となった 事案について、予算書1ページのとおり、追加の補正をお願いするものです。

第1条 歳入予算の補正につきましては、予算書2ページのとおり、19款1項. 基金繰入金を300千円減額し、22款1項. 町債を同額増額し、予算書6ページ、8ページのとおり、歳入補正に係る財源組替えをお願いするものです。

第2条 繰越明許費の補正につきましては、予算書3ページのとおり、2款1項. 広川町 公式LINE構築事業につきまして3,300千円の繰越しをお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、農地農林業施設災害復旧事業費の確定に伴い、地方債の限度額の増額をお願いするものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第23号 令和2年度広川町一般会計補正予算(第9号)についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発委第1号

〇議長 (野村泰也)

日程第10. 発委第1号 広川町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。 提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。議会運営委員会委員長、池尻浩一君。

〇議会運営委員会委員長 (池尻浩一)

発委第1号 広川町議会会議規則の一部改正について提案理由を説明させていただきます。

発委第1号

広川町議会会議規則の一部改正について

標記の条例案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年3月22日提出

提出者 広川町議会運営委員会 委員長 池尻 浩一

広川町議会議長 野村 泰也 様

提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

以上で提案理由の説明を終わります。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。 これから発委第1号 広川町議会会議規則の一部改正についてを採決します。 原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中 の所管事務調査について

○議長(野村泰也)

日程第11. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務 調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会

中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること に決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回広川町議会定例会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議		長	野	村	泰	也
3	番議	員	竹	下	英	治
9	番議	員	池	尻	浩	_